

## 議案第 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第  
1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

### 提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正等に伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を  
改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（審査の申立て）」に改める。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。